



発行 東京都

目次

告示

○都市計画事業の認可.....

.....(都市整備局都市基盤部街路計画課).....

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除.....

.....(環境局環境改善部化学物質対策課).....

公告

○管理処分計画の変更.....

.....(都市整備局市街地整備部再開発課).....

告示

●東京都告示第百十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年二月二十日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の名称 中野区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百二十号線(Ⅱ期区間)

三 事業施行期間

令和七年二月二十日から令和十四年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

中野区上高田一丁目、上高田二丁目、上高田三丁目及び上高田四丁目各案内

使用の部分

なし

●東京都告示第百十四号

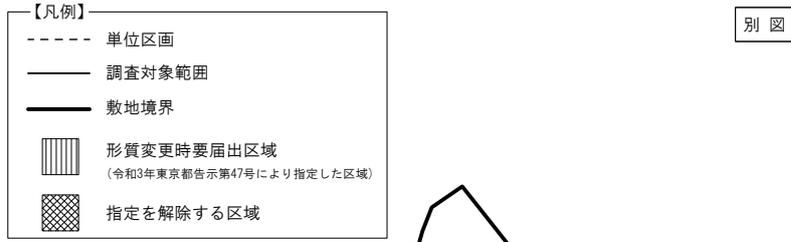
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和三年東京都告示第四十七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年二月二十日

東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(江戸川区下篠崎町地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物  
三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



江戸川区下篠崎町2263番1

境界点	X座標	Y座標
① (起点)	-35582.038	7152.891
②	-35609.654	7122.852
③	-35607.080	7120.421
④	-35630.335	7095.799
⑤	-35631.157	7100.875
⑥	-35640.340	7111.641
⑦	-35646.053	7128.910
⑧	-35651.706	7122.395
⑨	-35650.457	7125.579
⑩	-35655.081	7139.528
⑪	-35658.368	7146.972
⑫	-35653.819	7151.809
⑬	-35654.272	7153.002
⑭	-35652.645	7155.168
⑮	-35655.527	7166.779
⑯	-35651.517	7173.511

【起点】

起点の座標は、X=-35582.038、Y=7152.891とする。  
 ※起点及び境界点の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(47度24分26秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

# 公 告

管理処分計画の変更について

東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業の管理処分計画を変更したので、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第百十八条の十において準用する同法第八十六条第一項の規定により、次のとおり公告する。

令和七年二月二十日

東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再  
 開発事業

施行者 東京都

東京都知事 小 池 百合子

一 第二種市街地再開発事業  
 業の名称 東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業

二 施行者の名称  
 東京都

三 事務所の所在地  
 中野区中野一丁目二番五号  
 東京都第二市街地整備事務所

四 管理処分計画に係る施行地区に含まれる地域の名称  
 港区高輪二丁目の一部

五 管理処分計画の認可を受けた年月日  
 令和元年十二月二十六日

六 管理処分計画の変更の認可を受けた年月日  
 令和七年二月三日

発行 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
 電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定 価

本号 三〇円  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所

三 鈴 印 刷 株 式 会 社  
 東京都千代田区神田神保町三丁目三番地一  
 電話 〇三(五二七六)〇八一(代)

郵便番号 101-0051